

## —故障安心パックプラス会員規約—

### 第1条(故障安心パックプラス会員規約の適用)

ソフトバンク株式会社及び株式会社ウィルコム沖縄(以下総称して「当社」といいます。)の定める「ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ1・2)」(以下「サービス約款」といいます。)に基づきワイモバイル通信サービス契約(以下「サービス契約」といいます。)を締結し、かつ、当社に対し故障安心パックプラス会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づき当社の故障安心パックプラス(以下「本会」といいます。)の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。

2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。)を提供します。当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。

3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。

4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

5 本規約において記載する金額は税抜き価格となります。

### 第2条(本サービスの対象単位)

本サービスは、サービス契約に基づく契約者回線毎に提供します。

### 第3条(本会入会条件)

本会への入会条件は、サービス契約を締結している者(以下「サービス契約者」といいます。)であり、かつ、当社が指定する移動無線装置(以下「提供対象無線装置」といいます。)により契約者回線に接続して使用する方であることとします。

### 第4条(会員特典の適用)

本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等に署名及び捺印することにより(後述する「特典の内容及び適用条件」に別段の定めがある場合は、当該定めに従います。)、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。

2 提供対象無線装置の機種又はご契約中の料金プランによっては、一部のサービスが利用できない場合があります。

### 第5条(特典の提供対象)

当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、提供対象無線装置であり、かつ、現に契約者回線に接続している移動無線装置に限るものとします。

2 契約者回線に接続し得る移動無線装置が複数存在する場合は、当社に登録されている移動無線装置の販売履歴に照らして、最新のものを本サービスの特典の提供対象とします。

### 第6条(本会への入会の申込み)

本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。

2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込みものとします。

### 第7条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾することが技術的

に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。

2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

### **第8条(退会手続)**

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

### **第9条(当社が行う退会手続)**

当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。

2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。

(1)入会時に虚偽の申告をした場合

(2)本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合

(3)月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合

(4)特典の利用状況等が適当でないと判断された場合

(5)住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合

3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

### **第10条(サービス契約の解約)**

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約の解約があったとき、提供対象無線装置以外の移動無線装置を利用するため等 USIM カードの変更を行ったとき、又は機種変更したときは、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。

### **第11条(本サービス適用期間)**

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

### **第12条(契約者識別番号の変更に伴う特典の適用)**

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

### **第13条(月額使用料)**

本会の月額使用料は、1契約者回線ごとに月額 690 円とします。

### **第14条(月額使用料の支払い)**

当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。

2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。

3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

### **第15条(月額使用料の日割り)**

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次のとおり計算を行います。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	月額使用料の日割り計算を行いません。 ※入会月と解除月が同月の場合は、サービス加入日数分の日割り計算を行います。

#### 第16条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

#### 第17条(消費税相当額の加算)

第13条、第14条、第15条及び別表(特典の内容及び提供条件)の規定により本会員に支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額(消費税法及び地方税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

#### 第18条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第19条(特典の提供義務の免責)

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1)本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等(以下総称して「故障等」といいます。)の場合
- (2)戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3)詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4)公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5)地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6)その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (7)本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

#### 第20条(DM、宣伝物等の発送)

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、サービス契約者に係る情報を利用する可能性があることをあらかじめご承諾いただきます。

#### 第21条(規約の変更、承認)

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

## —特典の内容及び適用条件—

### 故障保証サービス(内容:故障等の場合の修理代金の補償等)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、又は当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を補填いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板及び筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### 盗難・紛失保証サービス(内容:トラブル時(盗難・紛失等)のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部補填)

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。※在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) サービス取扱所その他の当社が定める方法にて提示する盗難・紛失保証サービス価格及び当社が指定する方法に基づき手続きを行うことにより、機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類(以下総称して「証明書類」といいます。)を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・全損保証サービスの適用を受けることはできません。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」又は「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収したものも含みます。)を用いた通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### 電池パック無料提供サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、かつ、当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池パックを1機種あたり 1 個無料提供いたします。ただし、無料で提供する電池パックは、当社が指定する機種に限るものとし、お申込みいただいた電池パックをご提供できない場合がございます。尚、電池パック無料サービスの適用は、当社の販売履歴が最新の移動無線装置本体のみに限らせて頂きます。
  - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
  - ② 本会に1年以上継続加入の場合
- (2) 提供対象無線装置のうち電池パックが付属品として提供されない機種をご契約のお客さまは、電池パック無料サービスの適用対象外とさせていただきます。
- (3) 電池パック無料提供サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から 1 年間といたします。当該申込期間を

経過してからのお申込の場合は、電池パックをお渡しできない場合がございます。

(4) 電池パックはお申し込み受付後、本会員が当社に申告している請求書送付先住所に送付いたします。

(5) 提供対象無線装置の種類によっては電池パックの在庫状況により、お届けが遅れる場合がございます。

(6) 販売開始日から起算して3年を経過する提供対象無線装置は、電池パックの当社在庫がなくなり次第、当該サービスの対象外とさせていただきます。

### **内蔵型バッテリー交換修理割引サービス**

(1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の電池交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。

①同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合

②本会に1年以上継続加入の場合

③提供対象無線装置が電池パックを付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合

(2) 電池交換割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

### **破損保証サービス(内容:外装破損の場合の外装交換(リニューアル)代金の一部補填)**

(1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、又は当社指定の方法にて送付いただきます。

(2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理(リニューアル)代金を、90%補填いたします。

(3) 本会員の故意による破損等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。

(4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。

(5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。

(6) 破損保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

(7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### **水濡れ・全損保証サービス(内容:水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部補填)**

(1) 提供対象無線装置は、当社が指定するサービス取引所にお持ち込みいただくこと、又は当社指定の方法により提供いただくことが必要です。

(2) 当社は、提供対象無線装置を点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、又は当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができます。※判定には、日数を要する場合があります。※修理用部品の在庫状況等により、機種によっては「水濡れ又は全損による修理」又は「修理受付」を中断もしくは終了させていただきます。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。

(3) 「水濡れ・全損保証サービス」又は「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。

(4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れ・全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所又は当社指定の方法にて回収させていただきます。

(5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。

(6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証サービスの対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。

(7)水濡れ又は全損による修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れ又は全損による修理の際に外装(それに付随する回路等も含みます。)の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります(ただし、破損保証サービスが同時に適用されません)。

(8)水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内に限って適用されます。

(9)「盗難・紛失保証サービス」又は「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収した物も含みます)を用いたワイモバイル通信サービスの利用を制限させていただきます。

(10)当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

## セキュリティトラブル補償

(1)当社は、本会員の提供対象無線装置にインストールしたアプリケーションが原因で本会員の意図しない挙動が発生した場合、当該原因となっているアプリケーションを特定し、当該アプリケーションをアンインストールし、正常に稼動する状態に戻すことにかかる費用と同額の金員を支払います。

(2)セキュリティトラブル補償の利用にあたっては、修理業者が発行する領収書及び当社所定の方法による申請が必要です。

(3)セキュリティトラブル補償は、1契約者回線ごとに、本会入会日から1年後までの間(翌年以降も同じ)につき1回の利用回数とし、1契約者回線につき5,000円を上限とします。

(4)以下のような場合は、セキュリティトラブル補償の対象外となります。

①本会員が所有する提供対象無線装置以外の無線装置又は本会員以外の無線装置の場合

②警告が出たにもかかわらずアクセスしてウイルスに感染した場合

③診断・修理・復旧サービス等の営業活動を専門的に行っている修理業者による修理を日本国内で受けなかった場合

## データ復旧支援サービス

(1)当社は、本会員の提供対象無線装置が水没・水濡れ・破損などが原因で当該提供対象無線装置に保存しているデータ(写真、動画、音楽データなど当社が定めるデータとします。)が消失、破損などした場合、当該データの復旧を支援するサービスを提供いたします。

(2)データ復旧支援サービスの利用にあたっては、当社所定の方法によって申請していただきます。

(3)データ復旧支援サービスは、1契約者回線ごとに、本会入会日から1年後までの間(翌年以降も同じ)に1回に限り無償とします。

(4)データ復旧支援サービスをご利用の際に発生する送料については、それぞれ送付する側の負担とします。

(5)データ復旧支援サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があることをあらかじめご了承ください。

(6)以下の場合は、データ復旧支援サービスを受けることができません。

・本会員がデータを誤削除した場合

・提供対象無線装置のOS又はアプリケーションの不具合を原因としてデータが消失した場合

・当該提供対象無線装置を初期化した場合

・提供対象無線装置に挿入したMicro SDなどの記録媒体に記録されたデータが消去した場合

・その他当社が指定する重度障害によるデータ消失

(7)著作権にかかわるデータ(音楽データ等)については、データ復旧支援サービスのお申し込みをもってデータに関して本会員が正当な権利を有していることを保証したものとします。

(8)データ復旧支援サービスに伴う作業の際には、本会員の承諾を得たうえで提供対象無線装置を解体する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。

(9)不具合原因の調査・解析、提供対象無線装置の修理及び原状回復は行いません(原状回復とは、データ復旧支援サービスの利用前の状態に戻すことをいいます)。

(10)本会員が第三者に提供対象無線装置を譲渡した場合、当該第三者が本会員ではないときはデータ復旧支援サービスを受けることはできません。

(11)データ復旧支援サービスの利用のお申し込みにあたっては、提供対象無線装置、所定の申込書の2点が必要となります。

(12)復旧したデータは、原則としてUSBメモリーで提供いたします。ただし、復旧データが1.0TBを超えた場合は外付けハードディスク等(ただし、有償)でのご提供となります。

(13)本会員から送付された提供対象無線装置は、原則返却いたしません。

#### **故障交換サービス(内容:故障等の場合に指定代金を支払うことで移動無線装置を交換できる。)**

(1)故障交換サービス(以下「本特典」といいます。)は、当社が指定する交換代金を支払うことで、以下に定義する「故障」した提供対象無線装置(以下「故障機」といいます。)を当社が指定する移動無線装置(以下「交換機」といいます。)に交換するものです。

(2)上記の「故障」とは、故障機の状態が、以下の全てに該当する状態をいいます。

- ・自然故障(取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常なご使用状態のもとで発生した故障)

又は故意若しくは重大な過失ではない全損若しくは一部の破損(火災による焼失、その他偶然の事故、水濡れにより発生した全損又は一部の破損)

- ・取扱説明書に記載された機能や動作が正常に働かない状態であること。

- ・当社指定の診断ツールに従っても改善しない状態であること。

(3)上記(2)にかかわらず、以下に該当する場合は本特典に申込できません。

- ・第11条に定める本サービス適用期間外に発生した故障であるとき。

- ・故障の原因が、故障機の消耗、損耗、変質、変色等による損害(電池パックの消耗を含みます。)であるとき。

- ・故障の原因が、傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で、故障機の機能に影響が生じていないものであるとき。

- ・故障の原因が、故障機の誤使用により生じたものであるとき。

- ・故障の原因が、コンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。

- ・故障の原因が、地震、噴火、津波、河川の氾濫及び流出による洪水により発生したものであるとき。

- ・故障の原因が、戦争、暴動又はテロにより発生したものであるとき。

- ・故障の原因が、差押え等の国又は地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。

- ・故障の原因が、核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

- ・故障が、ご利用者若しくはご利用者より正当な権限を与えられた故障機の使用者の故意又は重大な過失により発生したものであるとき。

- ・故障機が加工、改造、解析(ソフトウェアの改造、解析(ルート化等を含みます。))、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを含む)されたもの、又は当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。

- ・本特典申込時に故障機の国際移動体装置識別番号(端末識別番号:IMEI)を当社が判別できない状態であるとき。

(4)本特典はサービス契約者本人又は当社が定める条件に限り利用できます。

(5)本特典の対象機種、交換代金は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。

(6)原則、同一機種(シリーズ・容量・カラー)の交換機とします。在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途当社が指定する機種といたします。その場合、ご契約中の料金プラン及びオプションサービスの変更又は解除を伴う場合があり、これにより契約変更事務手数料や解約金等の発生、又は契約期間の変更となる場合があります。

(7)交換機は、未使用又は短期間使用された携帯電話機、ならびに故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。

(8)交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。

(9)サービス契約に基づく利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本特典をご利用いただけません。

(10)本特典は、当社が指定するサービス取引所において申込むこと、又は当社指定の方法により、申込む必要があります。

(11)交換代金をお支払いいただき、引換えに交換機をお渡します。

- (12)本特典をご利用後、機種変更の有無にかかわらず、1年間は本特典をご利用いただけません。
- (13)故障機を当社にお渡しする際に、故障機内に記録された一切のデータ(提供対象無線装置の出荷時点で記録されていたもの等ご利用者において消去できないデータを除きます。)をご利用者において事前に全て消去してください。故障機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いません。また、故障機内に記録されていたデータの交換機への移行は、ご利用者自身の責任で実施するものとします。
- (14)故障機の所有権は、本特典を適用した時点で当社に移転したものとします。以降、故障機は返却いたしません。
- (15)故障機に付属品等が添付されていた場合、本特典を適用した時点で所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなします。当該付属品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本会員はこれにより異議を唱えないものとします。
- (16)故障機がおサイフケータイの場合は、ICカード固有の番号が、全てのおサイフケータイ対応サービス提供者に開示される場合がありますのでご了承ください(本会員の氏名、住所、ご利用内容等は開示されません)。
- (17)故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払いいただきます。
- (18)交換機は、返品ができません(受領後のキャンセルはできません)。
- (19)交換機の無償修理期間は、故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎません。
- (20)交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。
- (21)本特典は、メンテナンスのため受付業務を一時中止する場合があります。
- (22)充電器などの付属品、USIMカードの故障は対象外です。
- (23)USIMカードの再発行が必要になる場合、別途当社が定める事務手数料がかかります。
- (24)本特典ご利用により、「Apple Care+」を含むApple社が提供する修理サービスがご利用になれない場合があります。
- (25)法人回線で契約のお客さまは、契約内容により受付できない場合があります。
- (26)レンタルサービスを契約のお客さまは、受付できません。
- (27)紛失・盗難の場合は本特典をご利用いただけません。
- (28)本特典申込み後のキャンセル・返金は一切応じられません。
- (29)故障機はリフレッシュ(工場出荷状態に戻す)などした上で、本特典の交換機として利用する場合があります。

#### 附則

(実施期日)

平成27年8月1日制定

平成28年4月1日更新

平成29年2月1日更新

平成29年8月1日更新

平成30年5月30日更新

平成30年12月29日更新